

- 水巻町役場 ☎ 201-4321
FAX 201-4423
- 中央公民館 ☎ 201-0401
FAX 201-0411
- 南部公民館 ☎ 202-2472
FAX 202-2473
- 総合運動公園
・スポーツ振興係 ☎ 201-4000
・テニスコート ☎ 201-5757
- いきいきほーる健康課 ☎ 202-3212
FAX 202-3621
- 子育て支援センター ☎ 203-5772
FAX 203-5806
- ほっとステーション (児童少年相談センター) ☎ 203-1555
FAX 203-1553
- 図書館 ☎ 201-5000
FAX 201-0995
- 歴史資料館 ☎ 201-0999
- 障害者福祉センター ☎ 201-0794
- サクラほーる (高齢者福祉センター) ☎ 201-3344
- 北九州市上下水道局
・お客様センター ☎ 582-3031
・西部工事事務所 ☎ 644-7820
- コミュニティ無線 確認ダイヤル ☎ 201-9119
- 郡内火災発生 確認ダイヤル ☎ (0180) 999-998
- 遠賀中間休日急病センター
★休日救急医療★ ☎ 282-9919

お知らせ

水巻町精霊流しは中止します

例年8月15日に開催していた「水巻町精霊流し」は、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況の中、来場する皆さんの健康と安全を第一に考え、中止します。

●問い合わせ 社会福祉協議会 ☎ 202局3700番

9月5日(日) 環境美化の日を中止します

新型コロナウイルス感染症予防のため、環境美化の日を中止します。今回の中止に伴う順延はありません。

●問い合わせ 役場環境係

コンビニ交付サービス一時停止のお知らせ

メンテナンスのため、コンビニでの住民票などの交付サービス申請受付を一時停止します。

●とき 8月27日(金) 終日

●問い合わせ 役場住民係

8月14日(土)・15日(日)はごみ収集ができません

●とき 8月14日(土)・15日(日) ※リレーセンターへのごみの自己搬入もできません。

●問い合わせ 役場環境係

現況届を忘れずに児童扶養手当・特別児童扶養手当

対象者に通知を送付していますので必ず届け出をしてください。届け出がないと受給資格があっても手当が受けられなくなります。

●提出期限 8月31日(火) ※土曜日、日曜日、祝日は除きます。

●提出期間 8月12日(木)～9月13日(月)

●提出期間 8月12日(木)～9月13日(月)

●持ってくるもの 通知書、手数料書、通知書で指定された書類

●問い合わせ 役場子育て支援係

無届けの看板を撤去します 屋外広告物適正化旬間

9月1日(水)～10日(金)は屋外広告物適正化旬間です。この期間に信号柱や電柱に無届けで提示してある町内の看板や張り紙の一言撤去を行います。

●問い合わせ 役場都市計画係

越境ごみを出さないように

越境ごみとは、ごみが発生した場所とは別の自治体に捨てられるごみのことです。このごみが捨てられると、本来は処理しなくては

●問い合わせ 役場都市計画係

●自治体処理費用を負担することになります。

●町内で発生したごみは、遠賀・中間地域指定のごみ袋で、住んでいる地域のごみステーションに出しましょう。また、他の自治体のごみステーションにごみを出している人を見かけた場合は、役場環境係に連絡してください。

●問い合わせ 役場環境係

中学校卒業程度認定試験 高等学校の入学資格を

病気などのやむを得ない事情で就学できず、満15歳になる年度に卒業できない人はいまませんか。県では、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定する試験を行います。合格すれば高等学校への入学資格を得られる試験

●問い合わせ 役場環境係

●申込み期限 9月3日(金)

●問い合わせ 県教育庁義務教育課 ☎ (092) 643局3908番

町議会9月定例会 9月1日(水)開会予定

傍聴のときの参考にしてください。

- 議会日程(予定)
- 9月1日(水) 本会議(提案)
 - 9月3日(金) 本会議(質疑・付託)
 - 本会議終了後 議会運営委員会
 - 9月6日(月) 決算特別委員会
 - 9月8日(水) 決算特別委員会
 - 9月9日(木) 本会議(一般質問)
 - 9月10日(金) 本会議(一般質問)
 - 9月13日(月) 文厚産建委員会
 - 9月14日(火) 総務財政委員会
 - 9月16日(木) 議会運営委員会
 - 9月17日(金) 本会議(採決)

※全て午前10時開始です。
※日程は変更になる場合があります。8月下旬の議会運営委員会で最終決定します。

●問い合わせ 役場議会事務局

8月25日～31日は 飲酒運転撲滅週です

飲酒運転は重大な犯罪であり、非常に重い罰則や社会的制裁が科されます。自分自身はもちろん、周りの人が飲酒運転しないよう、お互い呼び掛けあいましょう。

●問い合わせ 役場庶務係

募集

認知症サポーター養成講座 受講生募集

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者となるための講座を開催します。

●とき
▽10月13日(水) 午前10時～11時
▽10月20日(水) 午前10時～11時

●対象 55歳～65歳の健康で、

町での配食サービス利用者に、夕食やお弁当を配達する臨時職員を募集します。

●対象 55歳～65歳の健康で、

▽10月27日(水) 午前10時～11時 45分

※全3回の参加が必要です。

●ところ 役場302会議室

●対象 町内に住んでいる人

●定員 10人程度(先着順)

※認知症サポーター登録済の人は定員に空きがある場合のみ受講可能です。

●申込方法 役場包括支援係窓口

●申込期限 9月13日(月)

●問い合わせ 役場包括支援係

配食サービス弁当配達 臨時職員募集

町での配食サービス利用者に、夕食やお弁当を配達する臨時職員を募集します。

●対象 55歳～65歳の健康で、

相談

社会福祉協議会の相談事業

●住民相談員の住民相談

●とき 毎週月曜日・金曜日(祝日は除く) 午後1時～4時

※受け付けは午後3時30分までです。

●弁護士無料法律相談

●とき 8月17日(火) 午後1時～4時

●対象 町内に住んでいる人

●定員 6人(先着順)

●申込開始日 8月10日(火) 午前8時30分

●共通事項

●ところ 社会福祉協議会(いきいきほーる2階)

●問い合わせ 社会福祉協議会 ☎ 202局3700番

愛のおくりものあがひ(おくりもの)

6月12日～7月11日受付分

●一般寄付 匿名1件

●香典返し寄付

●頃末北 故・嶋田江美子様

●高松 故・嶋田清嗣様

●伊左座 故・浅沼良三郎様

●頃末南 故・浅沼政次様

●頃末南 故・永沼英和様

●頃末南 故・高橋眞理子様

●頃末南 故・平田隆司様

●頃末南 故・平田アイ子様

●頃末南 故・浅井英明様

●頃末南 浅井圭子様

●(正)白石カワミ様

●(正)白石カワミ様

●特設人権相談所

●人権擁護委員が応じます

●とき 8月16日(月) 午後1時～4時

●ところ 社会福祉協議会(いきいきほーる2階)

●問い合わせ 社会福祉協議会 ☎ 202局3700番

昭和28年創業 補聴器専門店 ～第2.3.4日曜 営業～

小倉補聴器 黒崎店

脳で聞く 話題の補聴器

大好評の無料訪問は、電話一本で予約OK!

093-622-5888

月～土 9時～18時
第2.3.4日曜は、17時まで
休み：祝日・第1.5日曜

マイナンバーカード 休日受け取り専用窓口

カードの平日受け取りが困難な人は、休日窓口を利用してください。

●とき 9月11日(土)・12日(日)・26日(日) 午前9時～正午

●ところ 役場住民係

●問い合わせ 役場住民係

水巻町職員採用試験 あなたの情熱を水巻町へ

申込書はこちらからダウンロード▶ 



申込期間
8月2日~18日必着

- 職種・予定数・対象
 - ▷一般事務職・2人程度
平成5年4月2日~16年4月1日に生まれた人
 - ▷建築技術・1人
昭和58年4月2日以降に生まれ、1級建築士の資格を有する人
- 1次試験 9月1日(水)~20日(月・祝)
- 試験会場 希望するSPIテストセンター会場
※会場で日程が異なります。
- 試験内容
SPI3 適正検査(能力検査・性格検査)
- 申込方法 役場人事秘書係窓口や郵送で申し込んでください。町ホームページで申込書や募集要領を取得できます。
- 問い合わせ 役場人事秘書係 ☎ 201-4321

就職氷河期世代の活躍を支援します

福岡県では、社会的に就職難となった時期に学校卒業期を迎えた「就職氷河期世代」を支援する関係機関や団体などを構成員として、令和元年12月に就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」を設置し、就業状況に応じた支援策を実施しています。



どんな支援が受けられるの

- ◆関係機関と連携しながら就職支援
ハローワーク
 - ・小倉ミドル世代サポートコーナー ☎ 941-8609
 - ・小倉内ミドルサポートコーナー ☎ 512-0304
 - (北九州新卒応援)
- ◆個別就職相談、各種セミナー企業との面談会
 - ・福岡県若者就職センター ☎ (092) 720-8830
 - ・福岡県中高年就職支援センター ☎ (092) 292-9250
- ◆就職支援、心理専門職による心理相談、職場体験
 - ・北九州若者サポートステーション ☎ 512-1871
- ◆電話や来所による相談、訪問による支援
 - ・福岡県ひきこもり地域支援センター ☎ (092) 582-7530
 - ・福岡県自立相談支援事務所 ☎ 203-1630

どんな人が対象なの

- ▶不安定な就労状況にある人
正社員で働きたいと思っているが、非正規雇用労働者として働いている人
- ▶長期にわたり無業の状態にある人
学校を卒業または中退したあと、あるいは仕事を辞めたあとに就職できずに悩んでいる人
- ▶社会参加に向けた支援を必要とする人
社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする人

この広報紙は再生紙を使用しています。

■「第二保育所「どろんこ遊び」」最高でした。子どもたちのあまりの元気の良さにいろんなポーズをリクエスト。「泥水に飛び込もう」「泥水に仰向けで寝てみよう」「大きくジャンプして泥水を飛ばそう」と私の無茶ぶりに元気に応えてくれました。終わって先生が子どもたちに「帽子は汚したらダメって言ったよね。先生、洗うの大変なのよ」と一言。すみません、全て私の責任です。(近藤)

■7月に広報係に異動してきました山本マです。現在育児休暇中の山本アさんとは夫婦でも兄妹でも、ましてや親子でもありません。異動するのは今回で7回目となりますが、やはり年々新しいことを覚えるのが辛くなってきました。広報は特にこれまでもは全く違う仕事なので、新人の日野君の言葉ではないですが、日々学ばせていただいています。親しみのある、見やすい広報を目指して頑張りますのでよろしくお願ひします。(山本)

編集後記

医療費通知で 体と医療費をチェック



- 医療費通知とは何ですか
医療費通知は、病院などを受診している水巻町国民健康保険加入者を対象に、自らの受診状況を確認するために送っているものです。2か月に1度、偶数月に役場から郵送しています。
- 医療費通知で何がわかりますか
医療費通知を見れば、いつ・どこの病院を受診したのかがわかります。また、その医療費の総額、自己負担額が分かる通知書です。
- 医療費通知は領収書とは違います
医療費通知は、病院などでの支払いの際に発行される領収書とは違い、支払いの証明にはなりませんので、国民健康保険の高額療養費の請求には使えません。病院や薬局で発行された領収書は別途大切に保管しておきましょう。
- 問い合わせ 役場保険年金係 ☎ 201-4321

年度	交付者氏名	医療機関等の名称	入外区分	医療費の額	あなたの負担割合	あなたの負担額	医療費の総額	自己負担額
2503			1	161,570	21,636			
2503			2	12,486	3,746			
2503			2	96,560	25,968			
2504			2	11,109	3,339			
合計			7	271,715	52,638			

△2か月に1度、はがきで届く医療費通知。医療費の総額を確認、2か月間の受診状況を振り返りましょう。医療費通知の再発行はできませんので、注意してください。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間のある人は 国民年金保険料の追納をしませんか

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた人と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納付ができるようになっています。

ただし、免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。詳しくは問い合わせください。

●免除期間がある場合の追納月額

	全額免除・法定免除・納付猶予・学生納付特例	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成23年度	1万5,350円	1万1,510円	7,680円	3,830円
平成24年度	1万5,200円	1万1,400円	7,600円	3,800円
平成25年度	1万5,180円	1万1,380円	7,590円	3,790円
平成26年度	1万5,330円	1万1,500円	7,660円	3,830円
平成27年度	1万5,650円	1万1,740円	7,820円	3,920円
平成28年度	1万6,310円	1万2,230円	8,150円	4,070円
平成29年度	1万6,520円	1万2,390円	8,260円	4,130円
平成30年度	1万6,360円	1万2,260円	8,180円	4,080円
令和元年度	1万6,410円	1万2,310円	8,200円	4,100円
令和2年度	1万6,540円	1万2,400円	8,270円	4,130円

※平成23年度~平成30年度分の追納月額には、一定の加算額が上乗せされています。